

## 多摩区役所地域支援課・衛生課職員衛生委員会要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）第9条第1項の規定に基づき、多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課及び衛生課に勤務する職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、健康障害の防止及び健康の保持増進を図るため、多摩区役所地域支援課・衛生課職員衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議し、各局室長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務上の災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

### (組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員8人で組織する。

2 委員長は、川崎市保健所多摩支所長をもって充てる。

3 委員の半数は、別表に掲げる職にある者をもって充て、他の半数は、川崎市職員労働組合を代表する者が推薦した者とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

### (会議等)

第4条 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

2 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき、委員長が招集する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 委員会における議事で重要なものは、記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、地域支援課及び衛生課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

職
地域支援課長
衛生課長
市長事務部局において専任された産業医のうち総務企画局長の指名する者
市長事務部局において専任された衛生管理者のうち総務企画局長の指名する者